

議案第12号

世田谷区個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月21日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止及び個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

## 世田谷区個人情報保護条例の一部を改正する条例

世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。